

農家のみなさまへ

**品種保護制度の仕組み****農作物品種は産地の財産****ルールを守って、登録品種を活用しましょう！！**

すでに報道されているとおり、山形県が育成し、種苗法に基づく品種登録を行っているさくらんぼ品種「べにしゅうほう紅秀峰」の種苗(穂木)が不法に海外に持ち出されたことが判明し、先ごろ、種苗を海外に持ち出した当事者を刑事告訴しました。

また、持ち出された紅秀峰の種苗を用いた収穫物が国内に輸入される場合は、種苗法違反となることから、県では当該生産物が輸入されないか、監視を行うことにしています。

本県が育成し、品種登録している農作物品種は、特許と同じように、法律によって品種を利用する権利が保護されているものです。登録品種は、わたしたち産地のいわば財産(知的財産)であり、産地全体でその権利を守っていくことが重要です。また、より確かで高品質な農産物を消費者に届けるには、法制度に基づいた優良品種種苗の適正な生産と流通を確保していく必要があります。

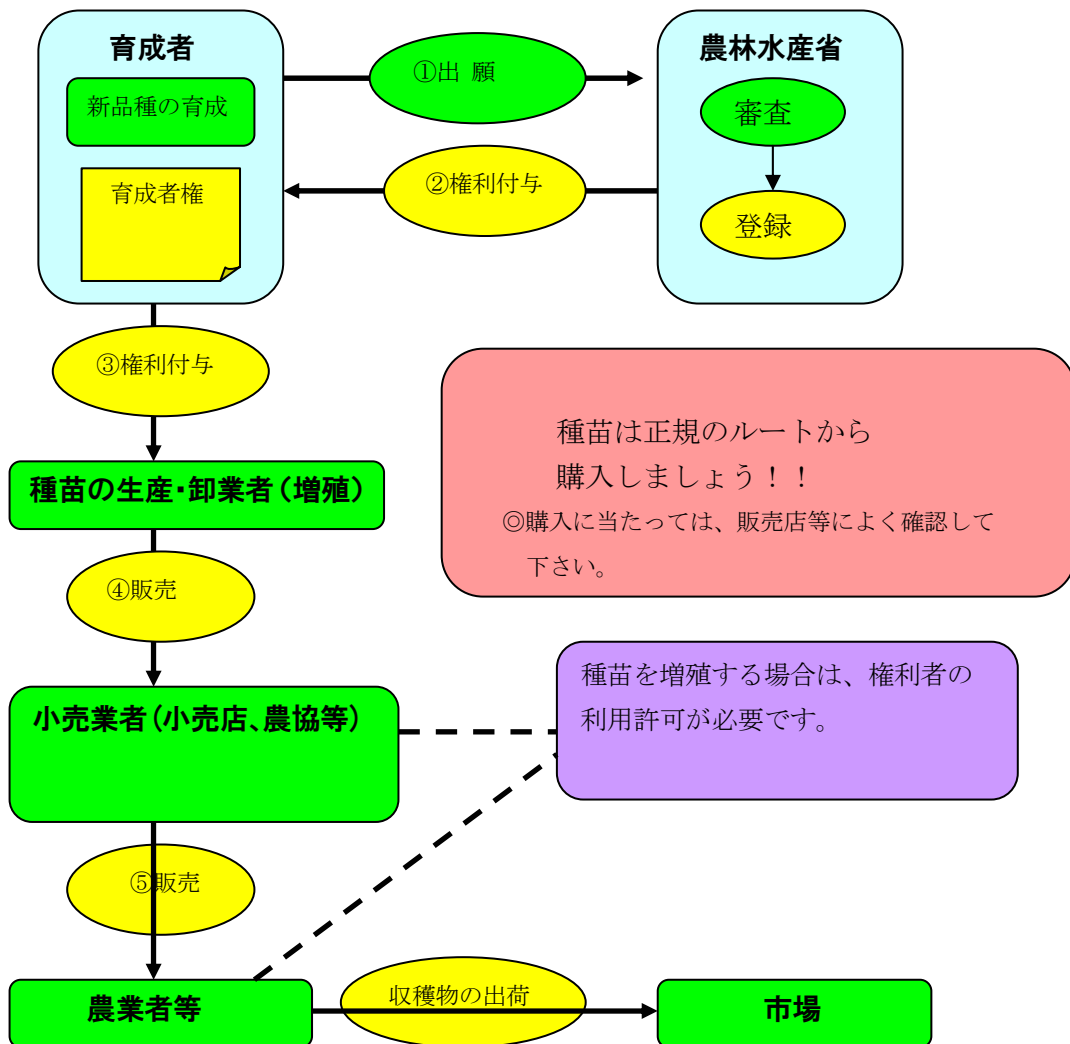
ここに、「品種保護制度の仕組み」を紹介しますので、これを機会に品種保護の重要性について再確認して下さいをお願いします。



平成 17 年 12 月 山形県農林水産部

## 品種保護制度とは？

- 農林水産省に出願・登録された新品種は種苗法により保護されています。
- 登録品種の種苗を生産・販売する際には、育成者権者（育成者権を有する者）の許諾を得なければなりません。
- 登録品種の種苗を購入する際は、正規のルートで生産・販売されているものかを確認してから購入しましょう。



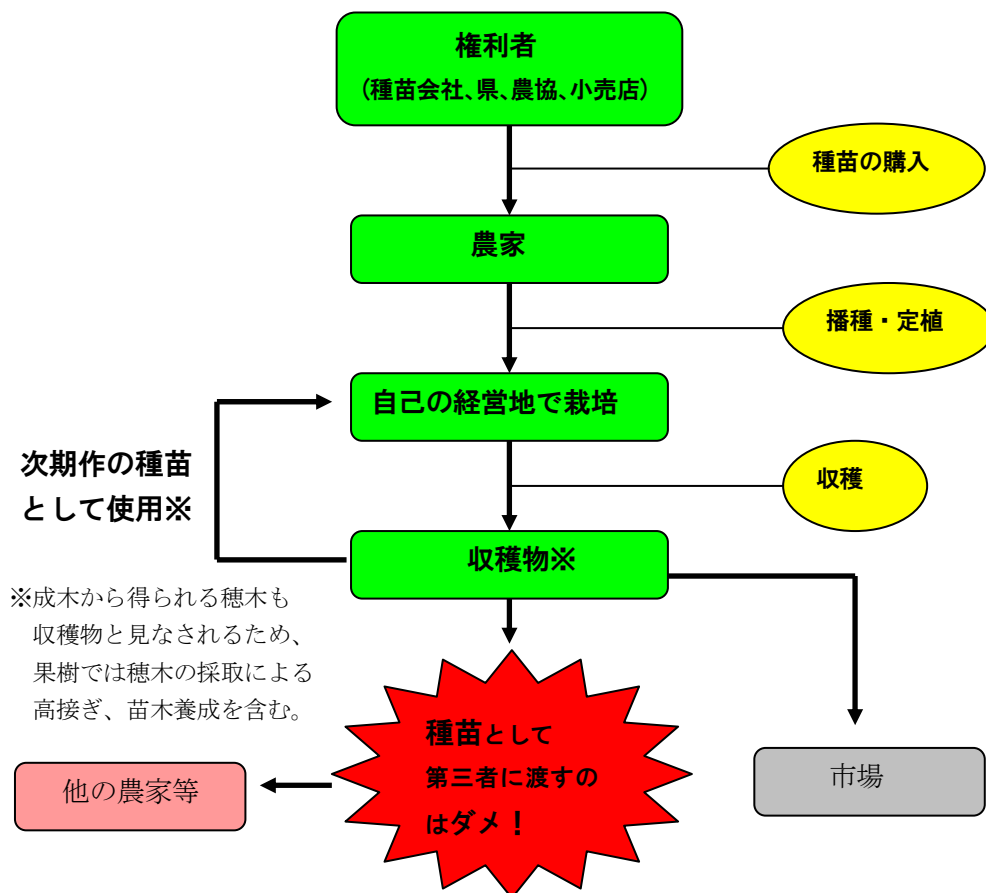
### <登録品種の種苗の輸出・輸入>

育成者権を侵害しないためには、以下の点を確認してください。

- 1 取り扱う品種が登録品種であるかどうか。
- 2 輸出入の相手国における植物品種保護の状況
- 3 その品種の種苗の輸出や、収穫物の輸入について育成者権者が許諾しているか。

## 農家は登録品種を自由に自家増殖(採種)できるの？

- 登録品種の種苗・収穫物を利用するには、原則として権利者の許可が必要です。
- ただし、農家が正規のルートから種苗を購入し、生産した収穫物の一部を、自己の農業経営において、次期作用の種苗として用いる場合は、例外的に認められています。  
(収穫物の一部を種苗として第三者に譲渡する行為は、たとえ無償でも許可が必要です。)
- なお、種苗法で自家増殖が禁止されている栄養繁殖植物や別段の契約で権利者の利用許可が必要な場合もありますので注意してください。



なお、次の場合には、農家であっても自家増殖はできず権利者の許可が必要です。

- 法律で自家増殖が禁止されている 23 種類の栄養繁殖植物を増殖する場合
- イチゴ等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合
- きのこの種菌殺菌、空調等の設備を備えた培養センターのような特別の施設で増殖する場合
- 契約で自家増殖が禁止されている場合
- 自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合（有償、無償を問わない）等

### 自家増殖が禁止されている栄養繁殖植物

草花類(19種類)	アルストロメリア、オドントグロッサム、オンシジウム、かすみそう、カトレア、ガーベラ、カラコエ、クレマチス、ジゴカクタス、シンビジウム、セントポーリア、チューリップ、デンドロビウム、ペチュニア、なでしこ、ペラルゴニウム、ほうせんか、かきつばた、カーネーション
鑑賞樹(3種類)	あじさい、ばら、ポインセチア
きのこ(1種類)	しいたけ



山形県が育成し、種苗法に基づく品種登録が行われている品種は次のとおりです。

作物名	品種名	品種登録期間	同左年数(注1)
水稲	雪化粧	(H 5) 1. 18 ~ (H20)	15
	どまんなか	(H 5) 1. 18 ~ (H20)	15
	はえぬき	(H 5) 1. 18 ~ (H20)	15
	出羽燦々	(H 9) 3. 19 ~ (H24)	15
	里のうた	(H12) 12. 22 ~ (H32)	20
	山形 59 号	(H14) 3. 15 ~ (H34)	20
	ゆめさやか	(H15) 2. 20 ~ (H35)	20
	ゆきの舞	出願中(H16) 9. 3	25
	出羽の里	出願中(H16) 9. 3	25
そば	でわかおり	(H11) 11. 25 ~ (H31)	20
おうとう	紅さやか	(H 3 )11. 19 ~ (H21)	18
	紅秀峰	(H 3) 11. 19 ~ (H21)	18
	紅てまり	(H12) 12. 22 ~ (H37)	25
りんご	山園A 1号(注2)	出願中(H17)9. 26	30
西洋なし	バラード	(H11) 9. 6 ~ (H36)	25
メロン	山形メルティ	出願中(H15)9. 18	25
いちご	おとめ心	出願中(H15)9. 18	25
食用ぎく	越天楽	(H13) 3. 19 ~ (H33)	20
(新野菜)	山形みどり	(H15) 8. 19 ~ (H35)	20
りんどう	山園G 2号(注2)	出願中(H17)8. 26	25

(注1) 種苗法の改正と品種登録期間 ( ): 農林水産省令で定める永年性植物  
 昭和 53 年 12 月 28 日改正法施行 15 年間 (18 年間)  
 平成 10 年 12 月 24 日改正法施行 20 年間 (25 年間)  
 平成 17 年 6 月 17 日改正法施行 25 年間 (30 年間)

(注2) 出願名称は、県の方針として出願公表後に発表することになっています。  
 したがって、表中に記載している名称は、現在出願中の名称ではありません。  
 (記載している名称は、品種開発中に使用した系統名です。)

この資料は、一部を農林水産省の資料から抜粋して作成しております。  
 なお、品種の利用に当たっては、農林水産省の品種登録簿の閲覧又は謄写  
 の請求等により登録状況を確認してください。

(所管課：農林水産省生産局種苗課品種登録班 TEL03-3502-8111)

(問合せ先) 〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
 山形県農林水産部農業技術課 (TEL 023-630-2444)  
 生産流通課 (TEL 023-630-2463)